平成26年度第5回宗像市介護保険運営協議会　議事録

期　日：平成26年11月27日（木）

時　間：19：00～

会　場：宗像市役所　103会議室

　　　　　　　　　　　　　　（北館１階）

【出席者】

【委員】

石田委員、岡山委員【副会長】、坂元委員、渋谷委員、早川委員、中村委員、飛鷹委員、平子委員、

吉田委員【会長】

（欠席　：　麻生委員・大倉委員・江頭委員・小山田委員・折田委員・西﨑委員）

【事務局】

石松健康福祉部長、中村介護保険課長、伊藤高齢者支援課長、柚木保健福祉政策課長、篠原健康づくり課長、橘高齢者支援課参事、井土健康づくり課参事、嶋田介護保険係長、栗田介護認定係長、石松高齢者サービス係長、松井保健福祉政策係長、有吉企画主査、豊福主任保健師、安川主任主事

＜会議次第＞　※当日変更有り

１．開会

２．会長あいさつ

３．議題

（１）審議事項

・地域密着型サービス事業所の指定更新について　　　 密着部会【資料１】

・宗像市第６期高齢者福祉計画

介護保険事業計画素案について　　　　　　　　　　【資料１】

４．その他

５．閉会

１．開会

【事務局】

では、揃っていらっしゃいますので、会長お願いします。

２．会長あいさつ

皆さん、こんばんは。月末でお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。だんだん宗像市内っていうか、宗像でも福津でもインフルエンザが、最初成人の方が多かったんですけど、子どもさんもいくつか感染症の報告があがっております。それから、ウイルス性の胃腸炎も流行っているようですし、それから、急に気温が下がった影響で喘息の方も症状が出やすい時期になっておりますので、くれぐれもお身体に気をつけていただいて、今日の審議というか、ご審議いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それとですね、審議事項に本来、議題に移るんですけれども、事務局の方から緊急に審議事項があるということですので、説明を受けたいと思いますがよろしいでしょうか。ご異論がないようですのでよろしくお願いします。

３．議題

（２）報告事項

　　地域密着型サービス事業所の指定更新について

【事務局】

すみません。この協議会の開催の前、18時30分からですね地域密着型サービス運営部会、これを開催する予定でございました。ところが、出席を予定していた委員の方が欠席になりまして出席者が過半数に達せずに流会となってしまいました。介護保険運営協議会の規則第６条、こちらにはですね専門事項を調査審議するため専門部会を置くことができる。との規定からこの地域密着サービス運営部会を設置しているところであります。部会の審議事項はですね、地域密着型サービス事業所の指定更新でありました。これが12月１日が指定更新予定日のため、流会のあと開催する暇がございません。従いまして、部会の審議事項についてですね、部会の上位に位置する機関である協議会本会にお諮りしまして審議していただきたいと考えております。この点いかがでございましょうか。

【会長】

よろしいですか。じゃ、続けてお願いします。

【事務局】

ありがとうございます。それでは、レジュメの方では報告という形であげておりましたもの、これを審議でさせていただきたいと思います。では担当の方から説明させていただきます。

≪事務局による説明≫

【事務局】

以上報告をいたしました。それで、更新についてですね、特に問題なかったということの報告でございます。それで12月1日更新でよろしいかということをお諮りいたします。

【会長】

どなたかご異論がある方いらっしゃいますか。

【委員】

異論じゃないんですけど。ちなみに指摘事項はどんなことなんですか。

【事務局】

指摘事項はですね人員基準について２点、運営基準について４点、報酬関係について１点の指摘を行っております。人員基準については、管理者の兼務体制を見直し、是正するよう指摘しております。また、計画作成担当者の配置に関連したところで人員体制を見直し、是正するよう指摘しております。運営基準については、まず１点目につきましては、平成26年４月報酬改定がございましたが、改定前の単価で利用者に１割の請求を算定していたため、１割の額の支払いを受けるよう指摘しております。２点目としましては、食材料費の設定が１日単位で行われておりましたので、より明確に説明を行い同意を得るという基本的な考え方を元に、朝食、昼食、夕食の費用を区分するよう指摘しております。３点目といたしまして、利用料は食材料費を徴収することができるとされているのですが、食費を徴収すると運営規定に記載されてあったため、ニュアンスの違いではございますが、食費とされると食事を作るサービス費までの含まれた内容と誤解を招くことから、食材料費に改めるよう指摘をしております。４点目といたしまして、重要事項説明書の掲示がされていなかったため、掲示をするように指摘をしております。報酬関係について１点指摘をしておりますことにつきましては、医療連携体制加算の算定要件について指摘を行っております。看護師による24時間連絡できる体制表の作成と掲示。重度化した場合の対応にかかる指針の定めを行うように指摘しております。

【会長】

今のでよろしいですか。

【委員】

はい、わかりました。

【会長】

他にどなたかいらっしゃいますか。じゃ、更新を認めてよろしいですね。はい。

【事務局】

どうも有難うございました。

３．議題

（１）審議事項

【会長】

では、事前会議の資料１の目次をご覧いただきたいと思いますけれども、前回、第４章の施策の内容まで審議いたしました。それを受けまして事務局が内容を修正しています。まずは第４章までの修正部分の説明を受けて審議したいと思いますが、その後に第５章介護保険事業にかかる費用と保険料の算出について審議したいと思いますがよろしいでしょうか。では、順番にということで事務局の方、説明お願いします。

【事務局】

それでは、お陰さまでですね予定通り審議が進みまして、策定にも目処が付いてきたとそういう風に思っております。誠に感謝申し上げます。ただ気がかりなのがですね、衆議員解散と消費税の増税先送りでございまして、改正内容に決定の遅れ、あるいは財源不透明の部分がございます。市としましてはですね、着実に計画策定を進めていきたいと思っておりますので、よろしく審議をお願いしたいと思います。それから先ほどちょっと報告するのを忘れておりました、議事録署名人でございますけれども、名簿順で早川委員にお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。それでは説明に入らせていただきます。

≪事務局より資料説明≫

【会長】

はい、以上。今までのところでご意見、ご質問等はございませんか。

【委員】

46ページの２行目にコミュニティ運営協議会の後に次に何かが消えたとか言ってたでしょ。

【事務局】

３行目なんですけれども、社会福祉協議会の次に地縁組織という言葉があります。これを削除していただきたいと。というのは、コミュニティや自治会、これが地縁組織に相当しますので。

【委員】

市老連がね、これにものすごく力を入れてやっとる組織なんだけど、どこに該当するの。

【事務局】

すみません。

【委員】

どこにも無いんだよな。

【事務局】

はい、よろしいですか。生活支援の体制の取り組みのことですよね。現に取り組んでいただいている。

【委員】

認知症サポーターのところから含めてね、全部やってるんだよ。地域養成員から全部やってるんだよ。すでに始めてんだよ。

【事務局】

団体としては、老人クラブの意味としてはですね、地域やＮＰＯ団体等の中に入れておりますが、おっしゃいますように老人クラブというのは、活動、やっぱり取り組んでいただいて、今後生活支援とかいうことになってきた場合の、相当のお力を借りるということになりますので、その言葉老人クラブという団体名をですね、ここにはっきり入れたいと思います。それで、そうですね。運営協議会の後に老人、宗像市老人クラブ連合会、そして等ということで修正したいと思いますがいかがでございましょうか。

【会長】

今のは46ページ２行目のところ。

【事務局】

上から２行目ですね。民生委員・児童委員協議会やコミュニティ運営協議会、老人クラブ連合会等と連携してという表記に変えさせていただきたいと思います。

【会長】

よろしいですか、それで。

【委員】

はい。それが、なんていうのかな。現実的にここで申し上げたかったのは、やってるという意味よりも認知症サポーターの養成講座で認知症サポーターをどんどん作ってるけど、後の何にもやってない状況に対して、我々としては、いわゆるその地域の人は知っていても、横の連携が取れないんで、その連携とれた情報の共有というか、そういう話が進めるにあたって、どうしても会議とか何とか続くもんですから、そういった意味では、どっからか資金援助もいるかなっていうのがあったもんで、それをやりますからっていうのに力を入れてるわけではないんですけど、高齢者福祉課とその話をずっとやってるもんですから、そういうことです。

【副会長】

それで、今の、委員のお話はですね、私も何回かこの協議会で申し上げてきたけれども、それぞれのですね団体がもう先駆的にですね、そういう事業を自主研修としてですね、やっておられるわけですね。それを市がですね、きちっと掴んでおられるかどうか。そしてまた、掴んでおられるとすればですね、それを３ヶ年の計画にですね、どう盛り込んでいくかと、そこ辺をですね、きちんと押さえなければいけないのではないかと。これは何回も申し上げてきたとおりです。それはそれとしてですね、ちょっと２点だけお尋ねをしたいと思います。１点はですね、今回の介護保険の制度改正ではですね、やはり地域の役割というのが非常に重視されておるわけですよね。だから地域包括ケアシステムとかということになるわけですけど。中でもですね、一番今注目されとるのは、この予防、介護予防給付に位置づけられておりました訪問介護ですね。それから通所介護が介護予防の生活支援サービス事業これに移行していくわけですね。これも非常に関心の高いところです。そのことについてはですね、47ページ以降、48ページ以降にずっと書いてありますが、要するに計画年度とかですね、それから書いてあるところでちょっと見えんところがあるんですよね。それで、要するに現在その介護予防給付を受けとられておる方達、この方達をですね、市としてはどういう風にしようとお考えなのかというのをひとつ、ちょっとわかるだけでいいですからお尋ねしていきたい。それから後ひとつはですね、総合事業をやる場合には先ほど老人クラブの会長さんからもあったし、それから委員もでておられますけど、コミセンも含めてですね、いろいろ地域のですね、そのＮＰＯとかボランティアとかですね、各種団体を含めてですね、これを連携してやらなければこの事業というのは成功しないわけですね。そのことについてはですね地域連携の進み方についてはですね、どのように考えてあるか、ということはわかるだけでいいですから、この２点だけお願いします。

【会長】

お願いします。

【副会長】

それからもうひとつ、２点目に加えてですね、その総合事業は全国一律ではなくて市町村の独自性に合わせてやっていいようになっとるやないですか。そこ辺についても何かお考えがあるかどうか。

【事務局】

今ご指摘の、新しい総合事業の部分ですね。これは、介護予防事業で、介護予防事業から市の独自事業である地域支援事業に移行するという部分です。それで、その件についてはですね、52ページをちょっとご覧いただきたい。ここに、下の方ですね。②のところ通所型サービス、それから、ごめんなさい。52ページですね。（４）①訪問型サービス、それからずっと続いてあるわけなんですが、まず訪問型サービスについてでございますけれども、これは現行の介護予防訪問介護に相当するものでございます。後で順番に申し上げますけれども・・・。

【副会長】

ちょっとすみません。答弁中、途中で切って悪いですけれど、ここに書いてあることはですね、私も読んどるわけです。それでですね、そうします、こうしますと書いてあるけれども具体的にスタートと言いますかね、あるいは何かをですね考えてやったり、こうしようということがあるのかどうかを、それを聞きたい。

【事務局】

この事業の訪問事業について、訪問事業の部分は現行の訪問事業者を指定するという方向で考えております。それから、例えば、そうしますと事業者が雇用するヘルパーが訪問して身体介助とか生活援助をしていくということになろうかと思います。費用についてはですね、これは国が上限を設定するようになってはいるんですが、まだ出てきておりません。ただ、その範囲内を想定してですねやっていきたいという風に思っております。それから（イ）の訪問型サービスＡ、これが緩和した基準によるサービスということなんですが、人員や設備、それから現行の事業者よりも基準を緩和して訪問事業者を指定をしていきたいと。主には事業者が雇用するヘルパーが訪問をしまして、生活援助が主になろうかと思います。費用についてはですね、現行の任意事業に準じておよそ今の基準の７割位ですかね。それぐらいを想定してですね、これはもちろん事業所との調整は必要になってきます。そして、委託の形態を想定をして進めたいと思っております。それから（ウ）の訪問型サービスＢ、これが住民主体による支援ということになるわけなんですが、これについてはですね個人情報の保護等の最低限の基準これを設定しまして、生活援助が主ということになると思います。シルバー人材センター、コミュニティ運営協議会、自治会、そして、今おっしゃっていただいた老人クラブ、その他ですね市民活動団体などと協議を進めましてお願いしていくということになると思います。費用は事業とかその活動内容にこれに応じて補助、あるいは助成、これを想定しております。それから（エ）の訪問型サービスＣ、これは市が直接実施するか委託という形を取りたいと思います。具体的には保健師等の保健医療の専門職による居宅での相談とか指導ということですね。通所型についても今と同じような形になると思います。

【副会長】

はい。わかりました。今度は地域連携についての質問。

【事務局】

地域連携の部分はですね。

【副会長】

もうちょっと言いますとね、結局それでも団体が自主的にされとるでしょ。それを結びつけんことには効果というのは表れないわけですね。そして非常に長期の時間がかかる。一朝一夕でできないじゃないですか。そうするとやっぱり音頭をきちんと取って、やっぱりリードしていくところがいると。そのことを含めてですねどう考えてあるかという。お考えとか方針だけでいいです。

【委員】

ちょっとそれに加えていいですか。先ほどから言われる件でですね、老人クラブの場合は該当者であったりそれを支援する側であったり両面もっとんですよ。両面性もっとるから、数的に非常に多いからこういうことを先にやろうとした時に、今言われるように方針がね、介護保険課、健康づくり課、高齢者支援課、地域なんとかでね、全然そこら辺の連携がわからんでね、前に進まんの。だから、そういう動きの原課があるから原課とやるんだけれども、そういう面の横の連携が取れるようなこういう計画というか、トータル的なのをパンとかましとってもらえば、その原課が動きやすいんじゃないかなと思うんですよ。例えば、健康づくりの予防って、副会長がおっしゃった健康予防の問題にしてもね、いわゆる個人的に的を絞ってやるんでなくて、まとめて予防っていうか、その健康活動をやろうとかっていうようなのが、しろねなんか特にやってるわけですよ。そういう場合の、結局、地域包括支援センターがねピックアップしてひとりひとりにね、なんか支援券をやってね、プールにどうのこうのとかっていうやり方とね、そこら辺の違いがものすごくあるわけ。どっちがいいのかという問題も検討してもらわんとね、こういう団体が団体で活動できるような方向もひとつあるんじゃないかなと思っとります。すみません。

【事務局】

その生活支援サービスの件です。これ47ページにこういう風にってことで書いてあるんですが、生活支援の中心となるのはですね、もうすでに老人クラブさんの方で現に相互扶助の活動に取り組んでいるコミュニティ、あるいは自治会こういうところが中心になるのかなという風に思っております。その他多様な担い手がですねいらっしゃると思います。市民活動団体の中でもそういう活動をしてらっしゃるところもございます。ただ、そういいながらも地域には地域の事情というものもあったりですね。というは、例えばコミュニティとか自治会についても誰がやるのという問題も出たりします。ですから、そういうことを理解した上でですね、取り組みを進めていくということになるかと思います。ただ、市内全域で一斉にというのはですね、今申し上げたような事情から難しい面もあるかと思います。ですから、実際に、例えば見守り活動とかそういうことに取り組んでいらっしゃる地域、あるいは老人クラブを含めたＮＰＯ、こういうところとできるところからでもですね進めていきたいという風に思っております。以上でございます。

【会長】

よろしいですか。

【副会長】

ちょっとひとつだけ。やっぱり非常に団体とか地域等の連携、機動的、有機的なですね活動を推進するためにはそれをリードするところがいるからですね、そういうのが非常にその行財政事情が厳しい時代ですけれどもですね、なんか専管するなんか組織がみたいなのがいるじゃではないですか。片手間じゃちょっとかなり皆さん方も厳しいと思いますが。それだけです。それだけ最後に付け加えて。

【委員】

それから今ちょっとの話の中でね、副会長が言ったように、ボランティアバンクみたいのが結局あったらいいっていう形でしょ。結局その調整をするような形のものがあったら。

【副会長】

いや、その、ボランティアバンクも確かにボランティアの調整がやりますけれども、私が言うのは・・・。

【事務局】

間に入っていろいろ・・・。

【会長】

いろんな所でやってることを取りまとめてくれる所はどこですか。っという話だと。

【副会長】

そして、いろいろね、こうね・・・。

【事務局】

高齢者支援課の保健師の有吉と申します。委員さんの話にありましたように、高齢者支援課と、介護保険課と、健康づくり課でそれぞれ保健師が地域に出て活動させていただいておりますが、おっしゃられるように横断的なサービスが行われてなくって健康づくり課でヘルス推進員をしたりとか、まあうちの方で同じような役割をもった人をお願いしたりということで、明らかにちょっと無駄であったり、有効でなかったりというサービス実態があることを３課の保健師で今共有しているところでございます。今年度に入りまして３課の保健師が集まって定例的に一度会議をさせていただきまして、今おっしゃっているような事業の把握と今後その地域支援事業が、まあ介護保険を申請されてもですね健康診断を一度も受けていないとか、あるいは身体の病気があっても介護保険を受けていないという実態があるようですから、そこを共有していかないといけないと進めております。すでに健康づくり課のヘルス推進員さん、健康福祉部会の委員さん達が、もうある地域では電球の交換ですとか、声かけですとか、食事の支援とか見守りをですね、していただいている現状も把握できましたので、もっと細部にわたってですね、地域に出向いて行きたいと思っているところです。直近で赤間地区の方とか河東地区の方でコミュニティの方も出向いて今の現状と、今後のどのようなお手伝いができるかとかを聞き取りをさせていただいているという状況ですので、さっき言ってありました情報収集と適正な支援活動についてを保健師中心にやっていきたいと考えております。

【事務局】

それと、副会長がおっしゃった、どこがそれをするのかといったようなところですけれども、大きくは地域包括ケアシステムの構築のために、そこを推進する部署をですね設けたいという風には考えております。ただ、そこが中心となっていくんですが、今有吉が言いましたように、そこだけでは動かないんで、そういうところにいろんなところからも部署の人も関わって進めていくということになると思います。それで、47ページに生活支援コーディネーターの設置、あるいは協議体の設置というのがあります。市の方ではそこの部署というのが中心となって動くようになると思うんですが、相手方といいますか、地域も13地区ありますし、12地区ありますし、団体もいろいろな方がいらっしゃるんで、そういうところとですね順次こういう設置が可能なところからでも取り組んでいってですね、徐々にであっても進むような体制を取っていきたいという風に思っております。

【委員】

もうひとつすみません。今、保健師の方がお話があったので、若干付け加えさせていただくと、保健師っていう法律に基づく業務というか、保健師業務と健康づくり課と名前はあるけど、健康づくり課の中は保健師業務だけが健康づくり課だというような感覚で受け止められておりますので、健康づくり課の業務というものと、保健師の業務というのがどうもわかりにくい。何でもかんでも保健師がやってるような感じではまずいんじゃないかなと僕は思っております。意見です。

【委員】

包括支援センターと呼集前から来てるんですけどね。実はね一昨日行橋市に行って研修に行ってきました。あそこはですね、中学校区に１ヶ所、だからあそこは中学校６つありますので６ヶ所あるんですよ。あそこは民生委員の定例会を毎月やっているんですが、その時に包括支援センターの担当の方がお見えになってですね、今の状況、それから民生委員との交流をやりながらね、地域の状況を把握をしてもらっているんですよ。だから何回も呼集するんですけどね、宗像の場合１ヶ所ですたいね。法的にいってもね、３ヶ所はいるんやないかなと思いますよ、私のいろいろちょっと勉強した中でね。だから最低限３ヶ所。欲を言えば一番いいのはこれでいくことが一番いいんですがね、そうはいかないだろうと思いますけどが、どの程度考えているんだろうかと思ってね、ちょっと心配しているんです。

【事務局】

高齢者支援課の包括支援センターの参事をしております、橘でございます。委員さんがおっしゃった、１ヶ所でいいのかという話なんですが、まず行政としては意思決定までいっておりませんので、担当者の意見ということで言わせていただいてよろしいでしょうか。確かに直営１ヶ所。これは直営１ヶ所のメリットもたくさん私はあると思います。例えば権利擁護・虐待とかですね、職員がすぐ対応できる、情報収集できる。ただ、こう、増えていく高齢者の中で、委員さんがおっしゃったように１ヶ所もなかなか厳しくなってきているのは事実でございますので、担当者の私の話なんですけれども、やはり将来的には複数、市内でいいますと、今現在そういう担っていただける組織といいますか、補完の考え的にはバランスを考えると市内３ヶ所程度ですね、近い将来に構築していく必要があろうかという風に考えております。まだ、行政として意思決定しておりませんので、この６期の中で早め早めに何と言いますか、したいと思っておるところでございます。

【会長】

よろしいですか。

【委員】

なんかそれは早く取り組みをねしていただきたいなと。これはね市の、何と言いますかね。要は市長の考えでね、ごろっと変るんですよ。市長が本当に福祉政策に重点置けばね、ずいぶん変わります。だからそこそこのね市町村みたらね、やっぱり市の、市長の方針でね、ここは福祉に力を入れてるな、ここは健康に力をいれてるな、というのがすぐわかるんですね。宗像市はちょっとね市長の福祉に対する考え方がちょっと薄いんじゃないかなと思う。

【会長】

僕はちょっと期待を込めてるのは、子育て支援に対してあれほど熱意を感じてますんで、将来的には高齢者の方にも目を向けてもらって、理解してもらえば、そちらの方に関しても腹をくくっていただけるんじゃないかと期待をしておりますけども。

【委員】

私の所の出身だもんでね、あまり言えませんけど。

【事務局】

ごもっともだと思います。私ども、高齢者を中心とする施策の部署におるわけですから、当然そういう対応といいますか、やっぱり私達も活躍できるようにそういう体制は取っていきたいという風に考えておりますので、誠にご意見ありがとうございます。

【委員】

生活支援サービスの体制の整備の中でひとつ前からちょっと話をしておるんですが、介護支援ボランティアポイント制度。つまり、そういうボランティアで活躍した人についてポイントを付与するというような、制度を取り入れたらどうかと。これは他の部においても同じようなポイント制度の話があるわけですよ。だから宗像市全体でやれば、ひとつの形で処理ができるのかなと。互助といいましても、いつまでも皆さんできるわけではないんで、それなりにやっぱり多くの人に参加してもらうための方策としてですね、そういうボランティアポイントという形のものを付与して、そして、それによって例えば介護保険の一部を減額するとか、というような形の方法が取れるようにしてるのもひとつ方法ではないかと思うんですけど、そうすると多くの方が参加しやすくなるということがあるので、その辺も検討していただきたいと思います。

【事務局】

これは国の方も、介護ポイント制度の点を推進はしているところではございます。情報としては稲城市がたぶん全国一早く取り組んだんではないかなと思います。そこの稲城市がですね予防事業として取り組んだという経緯があるんですが、実はこの生活支援のサービスという部分が今度の改正ででてきたときにですね、ポイント制度の付与について実施方法を再検討といいますか、再構築しようかという情報もあるようです。おっしゃっていますことはよく理解しておりますので、この部分、この介護の部分だけでするのか、いわゆる高齢者の部分でするのか、あるいは全世代、いわゆる介護の分野だけではなくてですね、ボランティア全体の中で、いろんなボランティアの活動、いろんな活動がございますので、そういうのも含めたところでですね、実施を検討する必要があるじゃないかなという風に思っておりますので、いずれにしても、そのところの検討はやっていきたいという風に思っております。

【委員】

環境の方はポイント制度を導入するという話で、話は続いているはずなんで、その近所の調整は早めにできるかと思うんですけど。だから市として全体でやるべきだと思います。これだけでやるんじゃなくて。

【会長】

他にご意見とかご質問ないでしょうか。ないようですので、次、第５章介護保険事業にかかる費用と保険料の算出について、事務局から説明お願いします。

≪事務局による資料説明≫

【会長】

今の第５章に関して、ご意見、ご質問ございませんか。ないようですかね。では、ないようですけれども。

【事務局】

一応、お出ししたものをご承認いただいたということでよろしゅうございますか。老人クラブさんの部分は挿入する部分がありましたのでそれは修正させていただきます。それで最終的にですね、１２月下旬から１月下旬にかけてパブリックコメントを終わらせないと２月の策定にちょっと間に合わないんではないかなという風に考えております。本来最終的にこれでパブリックコメント臨みますよとういうところをお諮りして、それから臨むということになろうかと思うんですが、修正部分が少のうございましたので、今ご了解いただいた上でですね、パブリックコメント用の資料原案を作りまして、臨みたいと思います。それでよろしいかお諮りします。それと、すみません、資料１のですね、目次のところをご覧いただきたいんですが、第４章のところ、これまではご審議いただいて第５章今ご説明したんですが、今ご説明を申し上げた、この当日配布した２枚の資料ですね、これを第５章という形ではなくて、このタイトルですね、第１号被保険者介護保険料設定の基本的な考え方に変えてですね、この資料を差しこんでパブリックコメントに臨むということにさせていただきたいと思います。これで、ちょっとご意見いただければと思います。

【会長】

今ので審議は尽くされたと思いますけれども、第４章・第５章ご承認皆さんいただいてよろしいですか。

【副会長】

今のを説明もういっぺんやってもらえませんか。第５章の説明。

【事務局】

第５章、ここは。もう一度繰り返します。第５章、本来、最終的な計画にはこの第５章を含めたところを作るんですが、パブリックコメントは第４章までの分をかけますと。そして第５章を省いて、そのかわりに今この、ご説明申し上げた、この資料、第１号被保険者介護保険料設定の基本的な考え方、これに差し替えてパブリックコメントを実施しますということでございます。

【副会長】

了解です。

【会長】

じゃ、皆さんご異議はないようですので、承認していただいたということで、よろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございます。

【委員】

ひとついいですか。さっき老人クラブ、市老連ってするか老人クラブとするか検討してください。

【事務局】

どちらがよろしいですか。

【委員】

市老連になると思うんですけどね。

【事務局】

正式名称がよろしいんじゃないですか。

【委員】

はい。正式でいいです。じゃこれで。

【事務局】

老人クラブ連合会の方がですね。

【副会長】

老人クラブからそういう話がでてますが、ずっといろいろ、関係団体を列記することはちょっと無理と思いますが、非常に重点的にやってあるところがもしあればですね、それはあわせて書いてあげるというのも大事なことやないですかね。ずっとたくさん書く必要はありませんから。

【事務局】

承知しました。

【会長】

では、その他、事務局の方から何かございますか。

４．その他

【事務局】

今パブリックコメントの件申し上げました。それで、次回会議はですね、この結果がでる１月下旬から２月上旬にかけて開催したいと考えております。日程はまた今回と同じように事前連絡を差し上げた上で決定したいと思います。よろしくお願いします。

【会長】

次回の開催については、ただ今事務局の方から説明がございましたけれども、皆さんそれでよろしいでしょうか。では委員の皆様方、何かその他にご意見ございませんでしょうか。

【委員】

報告でなくて、笑っちゃった話なんですけど。実は、武雄市が図書館の民営化とか、それから、公教育のIT化とか、それから市民病院の民間移転とか、改革をどんどん進めておりましてね、おりまして、３月に研修で行く予定にして市長のアポ取ったんですが、そこまでは良かったんですが、その時にどういうことが聞きたいかって話でね、こういうことをやってる市長が高齢者対策がまったく見えないから、それについての今後の対策を聞きたいということでね、取ったんですけど、そしたらねこういう状況になって、パーになっちゃった。市老連が実は幹部研修で行くつもりにして、これは梅林見るだけでなくて、そういう話をしとったのがえらいことになったなと思って、今ちょっと頭抱えて、向こうも頭抱えて、秘書課が大変困っとるようですけど。そういうことがありました。今日、昨日の問題でしてね、面白いなと思いまして。あの樋渡さんの話です。

【会長】

他に何かございませんか。そしたらすみません。医師会からちょっと報告させていただきたいと思います。12月21日の13時から16時で宗像ユリックス会場でむーみんネット在宅医療シンポジウムを企画しております。特別講演は二ノ坂先生って、福岡市内の方で在宅診療されてる先生ですけれども、今回、日本医師会の赤ひげ大賞、全国で４人もらわれたうちのひとりですけど、その方に来ていただいて、ひとつは特別講演してもらうことと、後、宗像地区で医療介護に関わってるパネリストに出てもらってパネルディスカッションを予定しておりますので、是非ご都合がつく方、ご参加いただきたいと思いますし、福津と宗像の高校生にもちょっと案内を設けて次世代の方達にそういった形で少しずつ関わってもらおうと、今日もありましたけれども、児童生徒にっていうとこに含めて少しずつ若い世代の人達にも興味というか理解を示していただこうとしております。

【委員】

日にちはいつですか。

【会長】

12月21日です。戸別配布するようにしております。

【事務局】

12月１日号の広報にも掲載するようになっておりますので、ご確認ください。

【副会長】

今日、チラシが入っておりました。

【会長】

隣でちょっと、歌の会の方が体育館みたいなところで、本来、音楽鑑賞するようなところで私どもがするので、部屋を間違えられないようにしてください。それではこれをもちまして、第５回の介護保険運営協議会を終了させていただきます。皆様、どうもお疲れ様でした。ありがとうございました。

５．閉会

委員

委員